

ドメスティック・バイオレンス (DV)
配偶者・パートナーからの暴力を
なくすために



千葉市

はじめに	2
ドメスティック・バイオレンス（DV）とは？	3
暴力の形態	3
DVのサイクル	4
DVは深刻な社会問題	5
DVが起こる背景	5
DVが被害者に与える影響	6
DVが子どもに与える影響	6
暴力を受けても離れられない理由	7
Q&A ドメスティック・バイオレンス	8
被害者にも加害者にもならないために	9
DV防止法とは？	11
Q&A DV防止法	12
保護命令制度	13
DVに悩んでいるあなたへ	15
もしも、あなたが相談されたら	17
DVの通報の努力義務	18
DVに関する参考情報	18
ドメスティック・バイオレンス（DV）相談窓口	裏表紙



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。なかでも、配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）は、周囲から夫婦げんかとして軽視され、理解されないことが多く、被害者の孤立と問題の深刻化を招いてきました。

こうした認識の下、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するために、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、その後2度の改正を経て現在に至っています。

このパンフレットは、DV防止法の内容をはじめ、被害にあった場合の対応の仕方、被害者から相談を受けた場合の対応の仕方など、DVについて正しく理解していただけるよう作成したものです。

社会から暴力をなくしていくため、DV被害者の方や、その支援者の方をはじめ、広く市民の皆様にご活用いただければ幸いです。

平成21年3月

千葉市市民局生活文化部
男女共同参画課



ドメスティック・バイオレンス(DV)とは?

DVとは、配偶者・パートナー（事実婚や元配偶者も含む）などの親密な関係にある人からの暴力のことです。体力・経済力・社会的影響力等で優位な立場の人が、弱い立場の人を思い通りに支配し、自分の欲求のみを一方的に満たすためにふるわれる暴力のことです。ここでいう暴力には、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的、社会的暴力なども含まれ、多くは男性から女性にふるわれます。

DVの根底には、支配・被支配の関係があります。長い年月をかけて、さまざまな形態の暴力が執拗に繰り返されることによって、支配・被支配の関係が作られてしまったものであり、単なる一時的な夫婦げんかとは違います。

暴力の形態

身体的暴力

なぐる、ける、平手で打つ、髪をひっぱる、物を投げる、首を絞める、階段から突き落とすなど

精神的暴力

何でも従えと言う、無視する、脅す、ののしる、怒鳴る、欠点をあげる、恥ずかしい思いをさせる、夜通し説教をして眠らせないなど

経済的暴力

生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、家庭の収入について何も教えない、家計を厳しく管理するなど

性的暴力

性行為の強要、中絶の強要、暴力的な性行為、避妊に協力しない、ポルノなどを無理やり見せる、子どもができないことを一方的に非難するなど

社会的暴力

人間関係や行動を監視する、電話やメールの内容を監視する、実家や友人などとの付き合いを制限する、外出を禁止するなど

子どもを利用した暴力

子どもの前で暴力をふるう、子どもへの暴力をほのめかす、子どもを危険な目にあわせる、子どもを取り上げる、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど

DVのサイクル

多くの場合、DVには「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」のサイクル（周期）があり、何度も繰り返されると言われています。



加害者は謝罪をして、やさしくなる。(被害者の下手にでる。)

ハネムーン期で、加害者が被害者にやさしくなるのは、被害者が離れていくのを防ぐためです。これも、被害者に対する支配の手段のひとつと言えます。このとき被害者は、もしかしたら、暴力がなくなるかもしれないと期待して、関係を続けてしまいます。

このサイクルが何度も繰り返されると、被害者は洗脳されたように「離れることはできない」「この関係の中でなんとかやっていきたい」と思うようになり、支配・被支配の関係は、ますます強化されてしまいます。

あなたは支配されていませんか？ チェックリスト

- パートナーのことが怖い
- パートナーに自分の本音は言えない
- 自分の考えよりパートナーの考えを優先する
- たとえ間違っていると思ってもパートナーに従わなくてはならない
- 責められることを予測して常に言い訳を考えている
- パートナーが帰ってくる時間になると緊張する
- パートナーを待たせることはとてもできない
- パートナーのセックスの要求は断れない
- 子どもがパートナーの気に入らないことをするととてもあせる

○ DVは深刻な社会問題

DVは、一部の家庭で例外的に起きているわけではありません。平成17年の内閣府の調査によると、**女性の約3人に1人**が被害を受けているという結果が出ています。また、平成19年度中に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は62,078件にのぼっており、毎年度増加しています。平成14年～19年度の相談件数累計で見ると、その**99.4%が女性**の相談となっています。



○ DVが起こる背景

なぜ、DVは起こり、その被害者の多くが女性なのでしょう。この背景には、固定的な性別役割分担意識やそれに伴ってできた男女の社会的地位や経済力の格差、暴力容認の考えなどの社会的問題があることが指摘されています。

多くの場合、夫（パートナー）は、支配のための手段、あるいは服従しないことに対する罰として暴力をふるいます。そして、「従わない方が悪い」と被害者の女性を責めがちです。この根底には、「男性はリードし、女性は従うもの」という固定的な性別役割分担意識と、「問題解決のために暴力を用いてよい」という暴力容認の考えがあります。

また、DVは、家庭内で行われ人の目に触れないことが多い上に、被害者自身が明らかになることを恥じたり脅えたりして第三者に訴えられない場合も多く、表面化しないまま被害がひどくなっていくという傾向があります。

○ DVが被害者に与える影響

DVは被害者の心や身体に深刻な傷を残します。

- あざ ●打ち身 ●骨折 ●切り傷 ●鼓膜の損傷 ●火傷
- 自信がなくなる ●生きる気力を失う ●集中力の欠如 ●忘れっぽくなる
- 感情の麻痺 ●イライラ ●無力感 ●絶望感
- 自律神経失調症 ●不眠症 ●摂食障害 ●うつ病
- 過去にひどい暴力を受けた光景が再び起こっているかのように追体験する
(心的外傷後ストレス障害：PTSD)

多くの場合、加害者と離れても、精神的な影響は続きます。被害者は、長い時間をかけて心に残った深い傷を癒していかなければならないのです。

○ DVが子どもに与える影響

子どもはDVを目の当たりにして、心に大きな傷を負います。「児童虐待の防止等に関する法律」でも、児童の目の前でDVが行われることは児童虐待に当たるとされています。

子どもはDVの環境にいて、不安を感じ、落ち着きがなくなったり、発育不良や学業不振に陥ったり、人間関係をうまく築けなくなったりします。また、DVのある家庭で育った子どもが、暴力によるコミュニケーションを学習し、将来、DVの加害者や被害者になってしまうことがあります。このことを**暴力の世代間連鎖**と言います。

被害者が「子どものためだ。自分さえ我慢すればまるく収まる。」と暴力を我慢し続けても、多くの場合、暴力による悪影響は、子どもへと及んでしまいます。ですから、子どものためにも、被害者自身のためにも、暴力のない安全で安心できる環境を実現することが、何より重要です。



暴力を受けても離れられない理由

DVは、被害者にもその子どもにも深刻な影響を及ぼします。それに関わらず、加害者から離れない被害者も多くいます。それは、多くの場合、繰り返される暴力により心身が疲弊し無力感を感じていて、「どこまでも追いかけてやる」「逃げたら殺す（自殺する）」「子どもは渡さない」などの執拗な脅しによって、加害者の報復を恐れ、離れられないという観念が根深く植えつけられてしまっているからです。

このほかにも、離れられない理由として次のようなことがあげられます。

- 自立を考えたときの経済的な不安
- 安全面で適切な住居を見つけることの困難
- 子どもの就学や将来のことへの心配
- 親や兄弟などの親類縁者に被害が及ぶこと、迷惑をかけることへの不安
- 今まで築いてきた人間関係や仕事、住居等を失いたくないという思い
- 「自分がないと加害者はだめになってしまう」と加害者を心配する思い

無力感は学習した結果？ ～学習性無力感～

米国の心理学者セリグマンが、1967年に提唱した心理学理論。それによると、長期にわたり、抵抗や回避の困難なストレスと抑圧の下に置かれた犬は、その状況から「何をしても意味がない」ということを学習し、逃げようとする努力すら行わなくなるといいます。その後セリグマンは、この理論を人間の行動に当てはめて解説しました。「学習性無力感」の結果、引き起こされる問題として、以下の点が指摘されています。

- (1) 環境に対して自ら積極的に働きかけようとしなくなる
- (2) 実際には成功できるようなことに対しても、自分の行動がうまくいくということ学習するのが難しくなる
- (3) 情緒的に混乱する

暴力が起きないように行動しているにも関わらず、どう行動しても暴力をふるわれ続けることによって、「何をしても意味がない」という無力感を覚え、問題解決への努力をしなくなる・・・

多くのDV被害者が、この「学習性無力感」に陥っているかもしれません。

Q&A ドメスティック・バイオレンス

Q 束縛されるのは愛されている証拠ですか？

A 束縛は、相手を自分のものと考えたり、自分の思い通りにしたいという考えからすることです。そこに相手への信頼も思いやりもありません。ですから、**束縛されるのは愛されている証拠とは言えません**。束縛は、DVの支配にもつながる考えだということに気づきましょう。

Q 加害者は、精神病やアルコール依存症などの問題を持っている人ばかりですか？

A DVは、精神病やアルコール依存症などの問題が原因ではなく、**親密な人を力で支配していいという間違った価値観を持っていることが原因です**。ですから、加害者の年齢、職業、社会的地位、学歴などは千差万別です。家庭の外では温和にみえるような人が、家庭では暴力をふるっているということが少なくありません。

Q どんな父親であっても子どものためにはいた方がよいのでしょうか？

A 6ページにあるとおり、**子どもの目の前でDVが行われることは子どもを深く傷つける虐待行為です**。こうした虐待の環境で暮らす生活と、父親はいなくても、暴力の不安から解放された生活とではどちらが望ましいでしょうか。さまざまな家庭の事情により何が望ましいか一概には言えませんが、暴力をふるう父親から離れ、母親も子どももものびのびと生活するようになる例が多々あることは確かです。

Q 加害者はいつか暴力をやめますか？

A 暴力をやめることは加害者が長年培ってきた価値観を変えることです。変えるには加害者自身が長い時間をかけて努力しなければなりません。多くの場合、加害者が本気で暴力をやめようと思意をするのは、被害者が離婚を突き付けるなど覚悟を決めて加害者から離れる行動に出たときと言われています。

加害者のなかには自分を変えようと思意して何年もDV加害者更生のためのプログラムに通い、努力を続けている人が少数ですがいることも確かです。



被害者にも加害者にもならないために

DVは、どこの家庭にも起こりうるもので、その根底には、支配・被支配の関係があります。支配・被支配の関係のポイントは、支配者が被支配者を尊重していないということです。では、尊重するとはどういうことでしょうか。DVの被害者にも加害者にもならないために、考えてみましょう。

相手を尊重していない会話

このカレー、シーフード？

そうだよ。おいしいよ。

まずそー！ 普通カレーは肉だろ！

そうかなあ。実家でよく食べてたんだけど

えええ！ ウソだろ？ シーフードなんて邪道だよ

そうなの？

あたり前だろ！ なんでそんなことも分かんないの？

ごめん…

お前って、ほんと常識のない奴だよなあ



ヒロシは、ミドリ 의견が自分と違っていることを認めず、ミドリの意見を否定して、自分の意見を押しつけようとしています。また、否定されたミドリは、自分の意見に自信が持たなくなってしまいました。

相手を尊重している会話

今日のカレーは、シーフードみたいだね。

うん、おいしいよ。

ごめん。実は、シーフードはちょっと苦手なんだ。

そうなの。ごめんね。実家でよく食べてたから。シーフードはなんで苦手なの？

イカが苦手なんだよね。

OK! イカは私にちょうだい。

わがままいってごめん。

いいよ。でも、ヒロシはどんなカレーが好きなの？

肉入りのカレーが好きなんだ。ミドリが嫌じゃなければ今度は僕が作ろうか？



この例で、ヒロシは、カレーを作ってくれたミドリに対して謝りながら、自分の好みを伝えていきます。ミドリもヒロシの意見を受け入れ、また、積極的に好みを聞こうとしています。お互いに相手を思いやりながらも自分の意見を伝えることができる関係です。前のページでは、自分の好みが普通だと押しつけ、それ以外の意見を否定していますが、この例では、好みは一人ひとり違っていいという関係です。

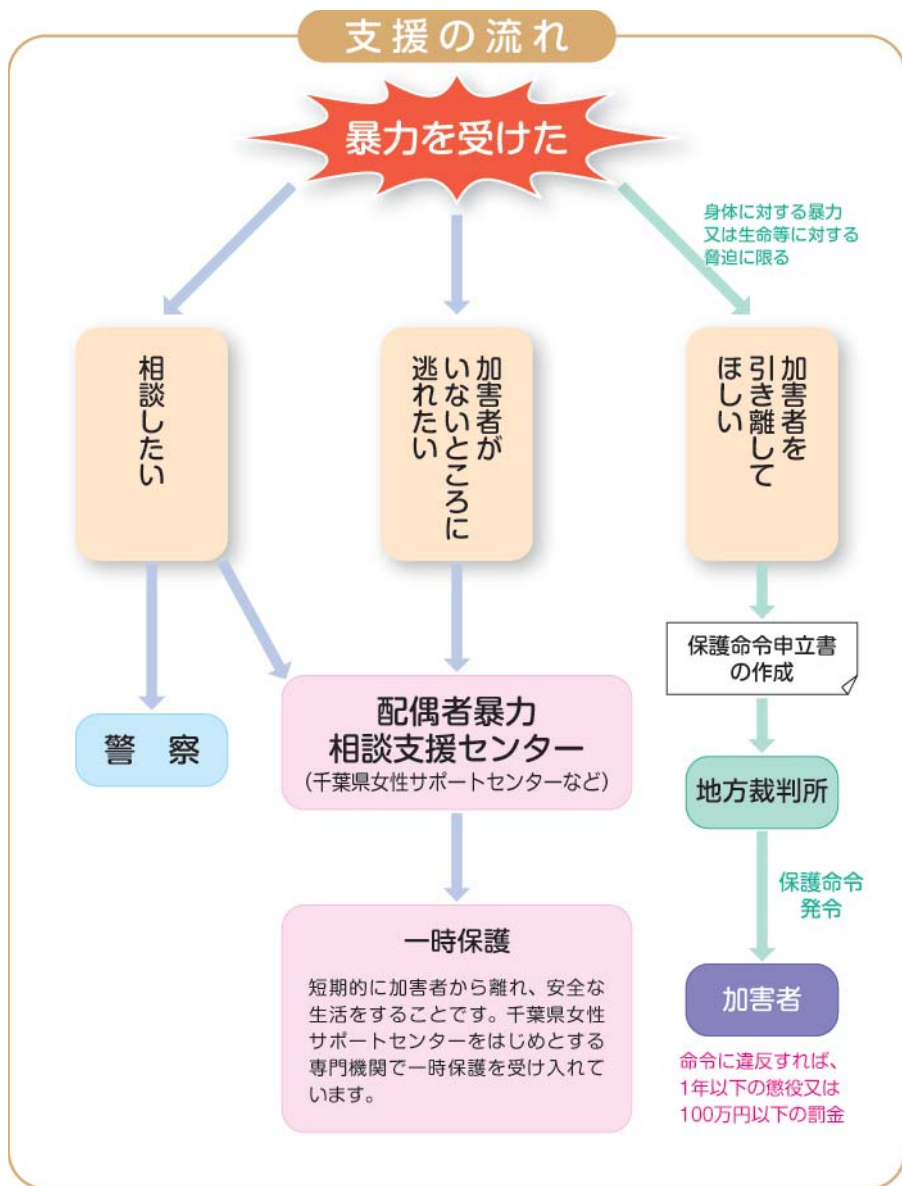
相手を尊重することとは

相手を尊重することとは、相手をありのままに認めて、大切にすること。相手と自分に違いがあっても、一方的に相手を否定したり、自分の考えや気持ちを押しつけたりしないこと。そして、相手が選んで決めたことを大切にすることです。

一人ひとり好みや考えは違っていいし、無理やり合わせる必要はありません。相手らしさを尊重し、自分らしさも尊重する。そのような関係であれば、DVの被害者にも加害者にもなることはありません。

DV防止法とは？

平成13年4月、DVに係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、DVの防止と被害者の保護のために、制定された法律です。



Q&A DV防止法

Q 配偶者暴力相談支援センターでは、どのような支援をしていますか？

- A**
- ①相談又は相談機関の紹介
 - ②カウンセリング
 - ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
 - ④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
 - ⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
 - ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ※①～⑥のうち、実施されている事業は、各施設によって異なります。

Q 加害者がいないところに逃れたいのですが。

- A** 千葉県女性サポートセンターをはじめとする専門機関で、一時保護を行っています。詳しくは相談してください。

Q 加害者が近寄ってこないようにしたいのですが。

- A** DV防止法において、加害者を引き離すための「保護命令」制度が設けられています。詳しくは13～14ページを参照してください。

Q 加害者から逃れたいのですが、追跡されるのではないかと不安です。

- A** 配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関には、守秘義務がありますので、あなたの秘密は守られます。また、専門機関なら、追跡への対応策を知っています。まずは相談してみましょう。

Q 加害者から逃れた後の経済的な問題が心配です。

- A** 配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関では、職業紹介、職業訓練、公営住宅、生活保護、児童手当、児童扶養手当の支給に関する情報など、自立支援のための様々な情報を提供しています。まずは相談してみましょう。



保護命令制度

保護命令の要件

配偶者・パートナーから身体に対する暴力を受けた者又は、生命等に対する脅迫を受けた者が、さらなる身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるとき。(元配偶者は、離婚前から暴力があり、離婚後も暴力が続いている場合に対象となります。)

保護命令の種類

接近禁止命令

加害者が被害者等*の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者・その同居する未成年の子・危害を被るおそれがある被害者の親族、知人等

禁止期間は6か月

退去命令

加害者に対し、被害者と共に住む住居からの退去を命じるとともに、その住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

禁止期間は2か月

電話等禁止命令

接近禁止命令と併せて次の禁止命令を申し立てることができます。

①面会の要求 ②行動の監視に関する事項を告げること等 ③著しく粗野・乱暴な言動 ④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。) ⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。) ⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等 ⑦名誉を害する事項を告げること等 ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

※対象者は被害者本人のみです。

禁止期間は6か月

これらの命令に違反すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

保護命令の申立て

保護命令の申立ては、相手方の住所、又は自分の住所(居所)、又は暴力が行われた場所を管轄する地方裁判所に行きます。暴力を受けた状況や、さらなる暴力を受けるおそれがある事情、配偶者暴力相談支援センターや警察への相談事実などを記載した申立書、その他必要書類を提出します。

詳しくは、各地方裁判所、配偶者暴力相談支援センター等へご相談ください。

保護命令Q&A

Q 配偶者暴力相談支援センターや警察に相談していない場合の申立て方法は？

A 暴力を受けた状況などを記載した書面を作成し、公証人*の面前でその書面の記載内容が真実であることを宣誓した上で、書面の認証を受け、その書面を申立書に添付します。なお、書面に虚偽を書いて保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

※公証人 公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員。業務は公証人役場で行っています。

手数料 公証人による認証についての手数料の額は、11,000円です。

千葉市内の公証人役場

・千葉中央公証役場 043-224-1408
・千葉公証人合同役場 043-227-3661

Q 保護命令はどのくらい発令されているの？

A DV防止法施行後(平成13年10月)から平成19年12月末までの国内の保護命令の発令件数は、**1万件**を超えています。

Q 保護命令の裁判所への申立てから発令までにどのくらいの審理期間がかかるの？

A DV防止法施行後(平成13年10月)から平成19年12月末までに国内で発令された保護命令の平均審理期間は、**12.4日**です。

まずは、専門機関へ相談を

「自分さえ我慢すればいい」「自分が悪いから暴力をふるわれた」などと考えていませんか？DVを自分一人で何とかしようとしていませんか？

DVは、残念ながら被害者一人の力で、容易に解決する問題ではありません。また、身近な人に相談しても、あなたのことを理解してくれないことがしばしばあります。ですから、**DVに理解のある専門機関（配偶者暴力相談支援センターなど）に相談しましょう。**

被害者が暴力を受けないためには、加害者のもとを離れるという選択肢があります。このとき、「どのようなタイミングで家を出るのか？」「家を出るときの持ち物は？」「家を出たあとはどうするか？」「子どもの学校はどうするか？」など現実的な問題が生じてきます。これらの問題に対して、事前に専門機関からアドバイスを受けることは、あなたの安全のために必要なことです。



専門機関のリストは、
裏表紙にあります

暴力に悩む あなたがしておくこと

DVに悩むあなたが安全な生活を送るためには、どのようなことをすればいいのでしょうか。自分にできることから行動してみましょう。



- (1) DVに関する情報を収集し、DVについて理解する
- (2) パートナーの暴力のパターンを理解し、危険な兆候をみつけられるようにする
- (3) 家の中にある凶器になるものを隠しておく
- (4) 暴力被害の証拠を残す
- (5) 定期的に専門機関の相談を受け、被害状況を説明しておく
- (6) 信頼できる人にDVの状況を伝え、助けてもらえるようにしておく
- (7) いざというとき逃げられる場所を見つけておく

(1) 話をじっくり聴きましょう

まずは、被害者の置かれている状況や被害者が持つ恐怖や不安を理解することが大切です。そのためには、被害者の心情に配慮し、じっくり話を聴いてください。

(2) あなたは悪くないと伝えましょう

被害者は、多くの場合、暴力をふるわれたのは自分のせいだと、自分を責めてしまいます。ですから、あなたは悪くないと伝えることは被害者のつらい気持ちを軽くします。間違っても「相手の気に障ることを言っているのでは」とか「あなたにも悪いところがあったのでは」などと被害者を責めるようなことを言わないようにしましょう。

(3) 安全確保を優先しましょう

DVは、命に関わる危険をはらんだ問題です。相談を受けたら、被害者の安全を確保することが最優先課題です。危険だと感じたら、被害者に警察など専門機関（裏表紙参照）に連絡するよう伝えてください。

(4) 暴力を容認しない

「そのくらいの夫婦げんかならみんなやってる」「子どものために我慢した方がいい」などと暴力を容認するようなことを言わないようにしましょう。

(5) 秘密を守る

被害者の秘密が加害者に漏れると大変危険です。相談を受けた内容は、被害者の承諾なしに決して第三者に口外しないでください。

(6) 被害者の意思を尊重しましょう

問題解決のための行動をアドバイスしても、押しつけないようにしましょう。被害者の意思を尊重してください。自分自身で選んで決めることが被害者の力につながっていくからです。

あなた一人でDVの問題を解決することは非常に困難です。被害者にこのパンフレットを渡し、裏表紙の専門機関につなげるようにしましょう。



DV防止法では、DV*を発見したような場合には、それを発見した者がこれを通報する努力義務があると定められています。

例えば、近所でDV*があることを発見したときは、これを配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するよう努めなければなりません。「他の家庭のことには口出しするべきではない」とか「面倒なことには関わりあいたくない」とは考えずに、社会から暴力を根絶するため、勇気をもって通報しましょう。

*身体に対する暴力に限る。



DVに関する参考情報

千葉市男女共同参画課ホームページ

<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/>
当パンフレットのほか、8か国語のDV防止啓発リーフレットや若者向けDV防止啓発パンフレット「デートDVってなに？」などをPDFファイルにて提供しています。

内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>
内閣府がDV被害者支援に関する情報を整理したホームページ。内閣府発行のパンフレットやDVに関する調査結果なども掲載されています。

NPO法人レジリエンス

<http://www.resilience.jp/>
DV・トラウマを抱えた女性がこころの健康を取り戻すための講座や、被害者の気持ちや意見をグループで共有する場の提供などを行っている民間団体。レジリエンスの著書「傷ついたあなたへーわたしがわたしを大切にすることー DVトラウマからの回復ワークブック」は、当パンフレットの参考図書。

アウェア

<http://www.aware.cn/>
DVのない社会を目指して活動する民間団体。DV加害者が更正するためのDV加害者プログラムや若者たちに起きているデートDVを防止するためのプログラムを実施しています。

ドメスティック・バイオレンス (DV) 相談窓口

ひとりで抱え込まないで、相談してください。相談は無料、秘密は厳守します。

女性のための相談

■千葉市女性センター ハーモニー相談室／電話相談、面接相談

予約受付043-209-8771

千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ内

水・金・土・日10:00～16:00、火・木14:00～20:00 1回50分 原則予約制

■各区保健福祉センター・福祉事務所

被害者の方の相談に応じる婦人相談員がいます。皆さんとの相談を通して、自立のお手伝いをします。

●中央区 043-221-2149 ●若葉区 043-233-8558

●花見川区 043-275-6421 ●緑区 043-292-8137

●稲毛区 043-284-6137 ●美浜区 043-270-3150

月・火・木・金 9:00～16:00

■千葉県女性サポートセンター（配偶者暴力相談支援センター）

電話相談043-206-8002

避難できる場所についても相談に応じます。

24時間年中無休、面接相談、法律相談、心とからだの健康相談は、要予約

■ちば県民共生センター（配偶者暴力相談支援センター）／電話相談04-7140-8605

火（火曜日が休館日の場合は水曜日）9:30～20:00、水～日、祝日9:30～16:00

面接相談、法律相談、こころの相談、カウンセリングは、要予約

男性のための相談

■千葉市男性専用相談／電話相談043-245-5640

金19:00～21:00

■ちば県民共生センター（配偶者暴力相談支援センター）／電話相談043-285-0231

火・水16:00～20:00 カウンセリングは、要予約

警察

■警察本部相談サポートコーナー／電話相談043-227-9110（短縮ダイヤル #9110）

平日8:30～17:30 ★緊急の場合は110番 ケガをしたら119番

※上記のほか、各警察署の生活安全課には相談を専門に受け付けるスタッフがいます。

国内のDV相談機関の電話番号案内サービス

■DV相談ナビ（内閣府）0570-0-55210 ※PHS、一部のIP電話からはかかりません。

■発行：平成21年3月

千葉市市民局生活文化部男女共同参画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 TEL:043-245-5060 FAX:043-245-5539

URL: <http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danja/> (このパンフレットも掲載されています。)

■制作：(有)萌翔社